

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千一百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月六日

東京都港区赤坂九丁目七番二号ミッドタウン・イースト四階

Y N 4ーN インベストメント株式会社

代表取締役 永見 世央

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八百一十五万九千九百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://k.secure.freee.co.jp/companies/1457733/announces>

令和八年七月六日

東京都品川区東五反田五丁目二一三三 TK 池田山ビル三F

株式会社 Calaris

代表取締役 岸谷 祥平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年七月六日

掲載頁 二頁

令和八年七月六日

東京都港区新橋四丁目三〇番六号京急中はらビル七階

株式会社ヘンケルフレシネジャパン

代表取締役 ダミアン・クラーク

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月六日

大阪府箕面市箕面五丁目一番一〇番一〇号箕面セントラルハイツ内

株式会社久保商事

代表取締役 山下 春子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日

大阪府堺市中央区土師町一丁一〇番一六号

合同会社テックミー

代表社員 巽 美智代

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億六千六百二十七万六千七百円、資本準備金の額を二十一億五千九百二十五万五千九百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月六日

東京都品川区東品川二丁目二番四号

A b a l a n c e 株式会社

(法人番号 9010501023597)

代表取締役 柳瀬 重人

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月六日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一〇号

G D X 株式会社

代表取締役 洞田 潤

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月六日

北海道帯広市西四条南十丁目二七番地

東北北海道商事株式会社

代表取締役 越前 光晴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月六日

千葉県船橋市高瀬町二三番地

ニック食品株式会社

代表取締役 中野 正崇

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月六日

岐阜県高山市久々野町柳島三四八番地二

株式会社打保屋

代表取締役 打保 雅俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月六日

北九州市小倉南区新曽根九番二〇号

戸畑鉄工株式会社

代表取締役 安田 敏剛

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である横山大樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月六日

東京都港区六本木一丁目一〇番三一九〇一

号スウェーデン大使館ビル内

Building Management Systems Technology&Green Tech Solutions AB

日本における代表者 横山 大樹

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市中区新吉田東六丁目三番、最後の住所東京都中央区佃二丁目二番一〇一五〇号 被相続人 亡 小井戸 隆右被相続人は令和八年三月五日死亡し、その相続人は令和八年六月三日東京家庭裁判所に限定承認をし、これが同月二十三日同裁判所に受理されたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

東京都中央区佃二丁目一番二号イーストタワーズ二一四三〇二 コンビニエンス法律事務所 限定承認者池尾 伶

代理人 弁護士 市川 尚

限定承認公告

本籍東京都三鷹市井口二丁目六六番地、最後の住所東京都三鷹市大沢一丁目二番四四号和二〇二 被相続人 亡 樋口 岩男右被相続人は令和八年一月十七日死亡し、その相続人は令和八年六月二十五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

東京都立川市曙町三丁目二五番二一〇号

相続財産清算人 樋口 順一

取消公告

令和四年七月四日(号外第一四五号)、令和五年七月三日(号外第一四〇号)、令和六年七月一日(号外第一五八号)及び令和七年六月三十日(号外第一四八号)掲載の決算公告は取消します。

令和八年七月六日

東京都千代田区神田猿樂町一丁目五番一五号

株式会社エデュケーショナルネットワーク

代表取締役 大久保忠志

正 誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年八月四日観光庁告示第六号(旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件)(原稿誤り)	五	一	一六住所	代表者の氏名